

◎研究ノート◎

『殖民公報』の「農業」及び「林業」記事について

大庭幸生

はじめに

本稿はもともと『殖民公報』（一光社復刻版、1985年刊）の別冊に掲載予定の解題の一部として書かれたが、今回の機会に若干の手を加えたものである（上記復刻版刊行のいきさつ等については、本誌『地域と経済』第5号の永井秀夫「北海道移住と諸府県」の〈解題〉参照）。

殖民公報は明治34年3月から大正10年12月までの21年間に隔月刊で123冊、概算によれば総数1万922ページを数える。口絵から付録におよぶ18部門（欄・項）に含まれる収録総件数は6755件である。その構成、内容、体裁のどれをとっても優れており、全冊の編集者河野常吉の能力と経験が十分に発揮されていると感じられる。河野常吉のこの間の経歴と仕事ぶりを重ね合わせると、殖民公報の理解に資するものが大きいはずである（河野については、石村義典『評伝 河野常吉』1998年の参考が不可欠である）。

殖民公報が刊行された長い年月には、当然のことながら収録の対象と内容に変遷や濃淡があるが、その中では「土地及人口」「農業」「林業」「漁業」「工業」「鉱業」「商業」「土木及交通」など、移住と産業の項目は中核をなすものであり、バランスの取れた件数の収録がされている。さらにいえば、口絵数葉が全冊にわたって巻頭に掲げられていて、失われた事物、風景の再現に必要な手がかりを与えてくれる。最後に種々の情報・資料を集めた「雑録」という項目も件数が多く、本体の移住、産業等の記事から外れた

教育、地域社会、自然等の事項を細かく掲載していて、この年代を総合的に見るための手助けとなっている。

1 『殖民公報』時代の北海道農業

以下では、農業欄所載の記事を手がかりにして、部分的ながら殖民公報の北海道史研究資料としての問題点について考えてみたい。後で見るように、農業欄記事の件数（927件）は他の分野を引き離して第1位にあり、法令等の関係記事を算入すれば全体件数の約1割6分となる。もちろん各欄の内容をあまり固定して考える事は誤解を招く。本誌は1冊が全体として殖民に関する公報であり、読者もまたそのようにして情報を受け取ったはずだからである。しかし確かに農業記事は多く、農業の前提となる移民と未開地処分を扱う「土地及人口」、農業生産物が商品化される場である「商業」各欄の関係記事を加えれば、この雑誌の中では量質共に圧倒的な件数となるであろう。だとすれば、そのような扱いを受ける分野として農業は、当時どのような状態にあったのであろうか。

殖民公報創刊の前年、明治33年農産物価額は北海道の産業別生産価額において、水産物を抜いて第1位となった。それから20年、大正9年農産物価額は第1位を工産物にゆずった。この年はまた、北海道への来住者総数のうち、雑業者が農業目的のものを超えた年でもあった。つまり、殖民公報が刊行された21年間に、農業はある意味で一つの頂点を極めたのであり、それ

なりにさまざまな問題が展開したのである。

さて、この時期を北海道農業の大まかな発達区分からみれば、北海道庁の発足と第一次世界大戦の終了をその始終の主要指標とする形成期の中に位置づける事ができる。さらにこれを基礎的な技術的見地からみれば、開拓使時代の明治10年代から形づくられてきた北海道特有のプラウ馬耕と寒地品種をもって無肥料連作を行う、いわゆる開拓農業が一つの型のごとくに出来上がった時期であった。これは、豊沃な地力を収奪する農法であると同時に、きわめて商業的色彩の濃い農業であった。これは、畑作を主体とした商品化率の高い農産物を集中的に作る北海道農業の体質に由来するものであった。それだけに、この20年間の内に、日露戦争と第1次大戦の二大変動が与えた北海道農業への影響も大きかった。それも全体として受動的な北海道経済のあり方において、とりわけ国家投資と府県からの窮迫移民に支えられた農業分野においては、戦争経済の一進一退に振り回されるという形の影響を受けたのである。

次に、この時代の北海道農業の具体相のいくつかについてまとめてみよう。

まず移住者と未開地処分面積の急増を土台にした、農家戸数と耕地面積の増加である。明治24年、農家戸数は2万6100余戸で全体戸数の28.2%に達し、同年の漁家戸数を抜いていたが、同37年には戸数比率54.2%となり、比率としては頂点に至った。明治期後半の農業者の急増によって、新墾地面積も毎年ふえ、明治30年代は3万町歩台、40年代は4万町歩台となり、42年及び大正元年は5万町歩を超えた。大正2年の大凶作以降いったん急減したのが5年には急増に転じ、第1次大戦後の9年以後再び急減する。もっとも、全体の耕地面積は昭和12年のピーク(98万3000町歩)に達するまでに上昇していく。そこにいたる地方別の特色としては、相対的に旧開拓地といわれる石狩・後志・渡島・胆振・日高・天塩の諸国は、大正10年ころいたんピークに達し、その後はおおむね下降する。それに対し、新開拓地といわれる十勝・北見・

釧路・根室の諸国は、大正10年ころは6割台の耕地形成であり、昭和期に入って急上昇するという対比を示す。

明治19年以降、なかんずく明治30年以降の大量の国有未開地払下げの実施によって、大土地払下げによる大農経営がもくろまれ、それが定着しないまま、明治20年代から30年代にかけて北海道特有の小作農場制が成立する。全道各地にさまざまなタイプの小作農場がこの時期に輩出した。殖民公報の各号に頻出する「成功せる農家」の紹介と共に「農場概況」は最も多い記事の一つであろう。

この時代に入ってようやくプラウ・ハローを中心とした北海道独特の農作業の体系が成立したといわれるが、それは耕馬・農具・肥料・作物品種などの農業要素が一つのまとまりを持ったという事である。これはもちろん、永年にわたる勧農政策の結果とも見得るが、一方で全面的な官依存からわずかでも脱却しようとする動きも見られた。その代表の一つは、農作にかけた農民の技術改良の努力であり、上川・空知地方に広く普及した水稻直播機の発明や、各地で行われた優良水稻品種の選出などに結実した。その結果、明治34年の米生産高は16万5163石であったが、大正5年には86万3634石と急伸し、同9年には待望の100万石を突破して119万0147石を記録したのである。米作の発展を記念して、発刊からずっと地味な体裁に徹していた殖民公報の表紙が、大正5年1月より翌6年11月まで〈第88号～99号〉の12冊に限って、稻穂と米俵、それに鉄道路線を着色であしらつたものに変えられたのも興味深い。

一般の農民が、移民団体や小作農場や官庁の保護・指導から自立するには早すぎた時代であった。しかし、各地に散在する篤農家や豪農、あるいは小地主たちが結集する農会や産業組合も、明治末期からは全国の農業団体と歩調を合わせて次第に充実していった。全道の農会の統括機関である北海道農会は、明治33年の成立である。一方、産業組合は、同年に成立した産業組合法の北海道に関する特例として、「北海道ニ

『殖民公報』の「農業」及び「林業」記事について（大庭幸生）

於テ農業者ノ設立スル産業組合ニ関スル件」(勅令)が、34年6月より施行されたことで、2種類の産業組合が成立するという特殊な形で出発した。農会は、帝国農会以下の系統化が進められ、農政の補完機関化していく。産業組合も道庁の援助下にあり、大正8年の道段階の連合体、北海道信用購買販売組合聯合会(北聯)の結成をもって一画期をなし、以後の自立化へ進み出した。

以上のほか、明治末期には農業関係諸団体の連合体が出そろった。それぞれ前身や下部組織を持つが、北海道全域をカバーする形のものが出てきたところに特徴がある。明治36年北海道蚕糸会、同40年北海道産牛馬組合聯合会、42年北海道園芸会、同年北海道農友会などがそれであり、それらと関連する北海道畜産協会、北海道林業会、北海道水産協会なども同じ頃の設立であり、前グループ同様、それぞれ機関誌を発行した。殖民公報は、これら機関誌と競合、補完しあいながら、もっぱら拓殖行政という側面から情報を提供する役割を果たしたと思われる。

次に、第一次大戦中の畑作物の顕著な生産増加に見られた特徴である。それは菜豆・豌豆・馬鈴薯・亜麻という特定作物に短期的な価格の急騰が見られ、北海道農業の商品生産化がいっそう進行した事である。このほか、薄荷や除虫菊などにも同様の現象が見てとれ、そのために道内農産物の主産地に変化が起り、とくに豆類・甜菜・亜麻などの主産地として新開地帯の十勝・網走地方が伸張したのがめだった。他の農産物も全体として戦争景気の影響を受け好調であり、一時的にしろ農民が報われたのがこの時期であった。しかし大正7・8年をさかいに畑作物価格は下降に向かい、戦時中の地力の収奪もたたって、北海道農業の一時的好況はたちまち終息した。その反動への対処を指示した道庁長官の発言は「訓示及び訓諭」欄に再三登場する。

最後に、畜産および養蚕の状態について述べておきたい。まず畜産であるが、この時代まで

はこれを農業の分野の中で論ずるのはやや不適当であり、大牧場中心の文字どおり粗放な牧畜業といふにふさわしい状態であった。その牧場も、土地獲得のための手段であったり、農耕地になるまでの一時的な利用方法である場合も多かった。明治末でも農家に必須である馬は、100戸に80頭という割合であり、牛は同じく11頭に過ぎなかった。しかし畜産の振興、とくに牛馬飼育を耕種經營に結合させるいわゆる混同經營の育成は、開拓使時代以来の当局の念願であり、この時代においても多くの施策が講じられた。官設の種畜牧場や種馬牧場も整備された。また民間において、乳牛飼育も都市中心にしだいに広まり、その牛乳処理のための加工業もこの時代に起つた。明治43年の札幌煉乳場の設立など、その代表例である。しかし酪農が急速な発展をとげるのは、大正後半以降のことにつくする。

つぎに養蚕であるが、これも官側の施策の大きさにくらべて伸張しないままに終わった業種である。しかし記録によれば、明治37年から40年にいたる4年間の蚕飼育農家は1万戸を超え、収繭高のみで30万円を超える年もあった。桑園反別は大正初期まで若干のびるが、飼育戸数は減少する。飼育規模の拡大はあったが、総体としては停滞したまま推移する。明治36年中、道庁は養蚕・製糸業に関する五つの府令を発し、地方費による補助を行つた。また前述の蚕糸会員はこの年1400余人であり、道庁はこれに対しても1000円の補助金を出して会務を助けている。畜産・養蚕とも、次に見るよう殖民公報がとくに力を入れて記事にしている分野でもある。

2 農業欄記事の構成と性格

殖民公報の目次にある農業欄記事の表題を分類し、年度ごとにその件数を配列したのが次表である。分類も大まかであり、農業関係記事は他の欄にも散見するがここには法令・付録欄のみしか表示していないので不十分であるが、殖民

表1 農業欄記事の分野別件数

発行年	号 数	1 法令 制度	2 土地 農場	3 経済 經營	4 技術 試験	5 市場 加工	6 農村 団体	7 水田	8 畑作	9 園芸	10 畜産 牧場	11 養蚕 桑園	12 その 他	合計
明治34	1～5	6	4	3	4	—	2	4	1	1	19	8	1	53
35	6～11	9	5	2	3	—	3	3	1	2	13	6	7	54
36	12～17	11	2	3	3	3	4	4	7	1	28	18	—	84
37	18～23	8	—	3	10	6	1	2	4	6	21	12	—	73
38	24～28	1	—	1	9	2	—	2	6	3	22	10	2	58
39	29～33	4	2	7	3	—	3	1	2	4	12	7	2	47
40	34～39	1	3	7	8	3	3	2	2	1	9	6	2	47
41	40～45	2	1	5	7	1	2	2	2	4	16	6	—	48
42	46～51	1	2	1	5	—	1	4	4	2	10	7	1	38
43	52～57	1	5	4	6	—	8	1	3	1	16	4	1	50
44	58～63	—	4	6	4	1	4	4	4	4	16	3	—	50
大正 1	64～69	2	8	3	5	—	2	2	4	4	16	5	1	52
2	70～75	3	6	6	6	—	4	5	4	2	12	4	1	53
3	76～81	1	5	3	12	2	2	5	1	2	11	6	—	50
4	82～87	2	5	3	9	4	—	2	2	6	11	3	2	49
5	88～93	4	1	3	9	5	2	7	9	2	6	2	—	50
6	94～99	3	2	10	12	9	2	1	4	2	3	6	—	54
7	100～105	6	1	4	5	4	1	3	3	1	7	3	—	38
8	106～111	9	1	4	2	2	1	2	3	—	5	6	4	39
9	112～117	3	2	9	3	4	—	2	1	—	1	4	—	29
10	118～123	1	4	7	3	—	—	2	9	—	2	1	4	33
	合計	78	63	94	128	46	45	60	76	48	256	127	28	1049

註(1) (項目内訳)

- 1 農業一般、法令、政策、制度、沿革
- 2 土地制度、地主・小作、農場
- 3 農家経営、經營、作況（全道）、産額
- 4 農業技術、試験、病虫害、土地改良、教育
- 5 農産物市場、農産加工、価格、品評会、検査
- 6 農村問題、農業・農民問題、作況（地方）
- 7 水田經營、技術、土功組合、作況（稻作）
- 8 畑作經營、技術、作況（個別作物）
- 9 園芸（蔬菜・果樹）に関すること

- 10 畜産・牧場に関すること
- 11 養蚕・桑園に関すること
- 12 農業統計、地理、移民など上記以外のもの

註(2)

- 1 農業欄記事総数は927、法令・訓示及訓諭・府令・付録の各欄（1～23号、76～123号）より122をくわえた。
- 2 表題が2分野以上にわたるときは、主なものにまとめた。

公報の農業関係記事のおおよその傾向を探るために掲げた。

分類項目のうち1～6は基本項目であり、7～11は生産部門別の項目である。部門別のうち7・8はほんらい基本項目に含まれるべきもので、7（米作）・8（畠作）の件数は3・4に加算して考えてもよい。但し、個別作物に対する関心の度合いを測るために分けてみると便利である。

本表の項目別合計の中で、10（畜産）と11（養蚕）がやや突出している。その中でも法規関係の比重が高い。総じて法令・規則を広く掲載しており、9（園芸）と10・11の関係分を1に移せば、法規関係の比重はいっそう高くなる。とくに明治30年代に多いのは、規則類の整備期と

いうことでもあり、また規則類をすべて掲載する北海道庁公報が、道庁文書課の編集で刊行されるのが35年8月で、以後の法規掲載は漸次それに任せることという事情も関連するかもしれない。10では法規のほか、各地の牧場の概況、共進会記事などが眼につく。

2のほとんどは大農場の概況である。大正元年の『北海道農場調査』（道庁刊、大正2年）と関係があろう。3（経済・經營）と4（技術等）は農業欄記事の中核であり、全体としてバランスがとれている。3の大正6・9・10年の件数の多さは、輸出農産物を中心とする作況報告などが急に増えたためであるが、当時の農産物市場への反応であろう。5（市場・加工等）の大正6年の場合はその典型であり、9件すべてが輸

出農産物関連である。8(畑作)の大正5・10年についてもほぼ同様のことがいえる。

6(農村・団体)の明治43年は、地方の農業状況についての紹介が重なったものである。農場・牧場紹介なども同じであるが、地方の状況への配慮は常にある。しかしこの分野では「成功」や「美風」の紹介に偏りがちで、深刻な地主・小作関係や農民負債など農村のいわばマイナス面には触れられない。

以上によれば、殖民公報の農業欄記事は、農業施策の忠実な紹介と、経済情勢を敏感に反映する面に特徴があるかに見える。前者はもともとの使命に根ざしているのであり、後者は世間の要請に応えたのであろう。さらに重要なことは、農業全般についてのさまざまな局面を、一貫性を持って克明に記録するという側面を持っていて、その結果、得がたい史料が大量に残されたという事である。

3 農業欄記事の役割

この時期の産業関係の基本史料の一つに『産業調査報告書』(道府刊、大正3・4年)全19巻がある。これは第1期拓計の実施と並行して、道会の発議により拓殖行政に資するために行われた全道的調査の集大成であるが、この内10巻が農業部門に属する。本書は、約30部門ごとに沿革を記し、明治末期に重点を置き、統計を豊富に利用した調査分析であり、当時最高水準の成果である。従って、いま二つの史料群を比べれば、大正以前についての利用度において殖民公報は本書に一步譲る。しかし殖民公報は、産業調査の10年以前からの、生々しい事柄の集積であり、両者のとらえ方には当然違いがあり、客観的な史料としての比較検討を必要とするものである。その上で、大正期10年間の細目記録が生かされるはずである。

次に、明治34年1月『北海之殖産』を改題して創刊された北海道農会編『北海道農会報』(月刊)との比較である。北海道農会は前述のように道段階の有力な農政研究団体であり、道庁の

援助を受けた農事指導機関としての伝統と実力を持っており、さらに地主・自作農層の代弁機関でもあったから、その機関誌もまたこの時代の貴重な史料源である。しかもカバーする年数は、その前身・後身をあわせると60年を超える。

ところで、明治以降の北海道農業に関する文献目録のうち、最も充実しているのは石関良司編『北海道農業関係文献・資料目録』(農林省農業総合研究所刊、昭和30年)である。この中での両誌の取り上げ方をつうじて、大雑把ながら両誌の異同について見てみたい。

本目録の農業に関する部分は130の小項目にわたるが、その大部分の先頭近く、つまり年度の古い部分は、とくに専門的な技術問題等をのぞいて、『北海之殖産』及びその後身たる北海道農会報、ないし殖民公報の掲載記事によって占められている。最も全体にバランスよく採られているのは農会報であるが、公報も全体にわたりよく項目が出ており、特定の項目については農会報をしのぐ。

たとえば、移民と土地処分はいうまでも無く圧倒的であるが、全道各地の農場概況、水利状況、模範農家の紹介、米作概況、畜産とともに牧場概況、養蚕などにおいて殖民公報記事が優勢である。また農産加工業の原料、戦時下の時局作物、さらに輸出農産物であった米・豆類・薄荷・麻・馬鈴薯に関するものは多く載せられている。

それとは逆に、採り上げられ方の少ない項目としては、農家経済及び農業経営が部分的な報告事例を除いて少なく、技術も他に専門的な雑誌があり、分野も広いせいか、ここでは断片的な印象が強く、総じて低調といえる。さらに農村・農民問題についてもほとんど見られない。これらは、農業関係記事の主要部分について殖民公報が、やはり農会報等の専門誌には及ばない事を示している。

以上は、上記目録における一つの評価にのついた上の比較であるが、実際の各誌に当たった限りからも、ほぼ同じことがいえそうである。だとすれば、以上を通観して史料として

の農業欄記事にはどのような役割ないし意義が見出されるであろうか。冒頭に記したように殖民公報は、口絵から附録にいたる各種分野を包括し、とくに産業の諸業種を網羅して、時々の生き生きした記事を載せると同時に、長期にわたり一貫した方法で「史実」を記録している。この事柄における総合性、各分野から言えば有機的な連関性と、方法における歴史的な一貫性、これが殖民公報の利点であるし、こうした観点からの利用によって農業欄記事が、単に農業内部の史料として役立つのではなく、北海道史全体を見渡すための有効な手段となるのではないかと思う。

4 『殖民公報』時代の北海道林業

史料として殖民公報の林業欄を見る基本的方法は、上述した農業欄の場合と変わらない。ただ林業のあり方に即して、同様のことを考えようと思うが、重複する事柄は出来るだけ避けたい。

一般に、農業に比べて林業の概念は得にくいもののがよくある。定義の多様性ということにもよるが、ことに古い時代では、府県と北海道ではその中味が大きく異なっていたからもある。この時代の北海道林業について、まず殖民公報自身に語ってもらおう。

殖民公報第1号（明治34年3月）所載「北海道森林の状況」によれば、「北海道は明治2年開拓使設置以来専ら意を開拓に注ぎ、今日尚拓殖時代にあるを以て、未だ農林両地の確定を見ず、随て森林面積は年々歳々、時々刻々に於て異動しつゝあるも、試に現在に於ける地積を挙ぐれば大約左の如し」と述べ、官林全面積554万7129町歩、御料林面積63万町歩、公私有林面積1万6561町歩、総計619万3690余町歩を示している。これは全道面積の58%、全国森林面積の27%に相当した。この巨大面積の99.7%がいわゆる国家的所有に属し、その余の民有林の内、公有・私有の割合は各50%であった。これを府県について見ると、明治42年の推定値である

が、官有林野と御料林を合計した面積514万町歩は、府県全体の林野総面積2213万町歩の23%でしかない（笠井恭悦『林野制度の発展と山林経済』）。

府県における永い歴史的経過をへた上での所有区分や林業及び林業関連産業の発展と比べると、北海道の場合、一部に製材所やマッチ軸木製造所もでき、外国商人も含んだ投機的な木材移輸出も行われてきたが、明治30年前後に上記のような国家的所有優位の林野所有区分が成立了。一方、明治19年の「北海道土地払下規則」とくに同30年の「北海道国有未開地処分法」の制定によって無制限に近い土地（開墾・牧畜・植樹等に供する土地）が無償貸付・無償付与の対象となったため、林野は急激に侵食されこととなつた。その極端な表れが、いわゆる山師・山荒しの暗躍であり、「木伐り牧場」の出現であった。正にこの時期、殖民公報の編集者河野常吉は、明治35年、同36年の2度にわたり、道庁の施政全般について、なかんずく不正な土地処分の肅清をのぞむ厳しい建言を、辞職を覚悟した上で上司たる園田安賀長官に対して行っているのである（石村義典『評伝 河野常吉』）。

さて次に、明治30年代以降の林業分野におけるいくつかの歴史的特徴を見ておきたい。この時期第一の林業政策は、官林の種別調査であった。これは明治32年から行われた画期的な調査で、官林を目的別に4種に選定区分し、各面積を概算して山林の管理・経営に備えるものであった。このうち第一種官林（国有林）への編入標準として、「木材を供給するに必要な政府の管理すべき森林」などがあり、一定以上の材積、良材生産の可能性その他の必要条件が加味されていたが、明治40年までに228万町歩が査定され、この国有林を中心にして道庁の山林制度、山林経営の方向が定まつていった。

明治40年国有林整理綱領が定められ、これを基に北海道山林の本格的な経営が開始された。綱領で定めた事業の大要は、1、約10年間で各林種の境界を調査すること 2、約13年間で三角測量を行うこと 3、固定国有林及び公有林

予定地に対し約15年間で施業案を編成し、かつ地籍を定め台帳を調整すること 4、施業案の編成に従って利用及び更新の作業をすること 5、公有林の処分方法は後日調査の上定めること 6、私有林予定地は30年以内に売払うこと 7、国有未開地編入予定地は順次林籍を解除すること 8、国有林野の監護經營のため5管林区署を置き、また造林及び林産利用試験のため林業試験場を設けること、などであった。これは、山林の各用途を明らかにして、農牧適地として拓殖の用に供するものや、永久国有林として国土の保安と林利の増進に役立てるものなどの、役割分担を明らかにしようとしたものである。

このような国有林の經營管理の進展の陰で、林木の大量処分が進行した。道庁設置以後、従来の林木払下げの規則は全道的に統一、整理されたが、その経過や内容は土地払下げの規則とよく見合っており、処分方法の緩和と近代化を押しすすめるものであった。この時期の代表的な処分規則は、明治35年8月の勅令「北海度国有森林原野特別処分令」であった。これの要点は、道内で製紙業・マッチ軸木製造業又はタンニン製造業を営む者にたいし、道庁長官は随意契約をもって国有森林を貸渡し、または国有森林原野の主・副産物を売渡すことができるということであり、年間需要額の10倍以内の原料材や燃料の安定供給を保証したのである。いわゆる年期特売制の開始である。これを契機にして製紙工業、パルプ工業、マッチ軸木工業などの府県資本の道内進出がさかんになり、地場資本もまた同時に成長した。この処分令は明治41年11月、勅令「北海道国有林野及産物処分令」にとって代わられたが、これは処分対象者を大幅に広げ、零細業者を除くほとんどの木材関係製造工業または木材業者に対する一層の優遇措置を内容とした。

かくて、この林木の年期特売制の拡大や国有未開地払下げの増加等によって、年々の林木伐採量は拡大し、木材の移輸出量も増大した。この時期の木材市場を時期区分して、明治35年

～40年を天塩材時代、同41年～大正10年を中心太生産・北見材時代などと呼んでいる。また関連産業のパルプ・製紙業については、明治33年～41年を府県資本進出期、同42年～大正8年を充実・発展期などという。

さて、一方でこの時期は、官有林（国有・御料林）の經營基礎が固まるのと並んで、民間の森林經營もようやく開始された。その最初の動きは、明治31年の北海道造林合資会社の設立である。さらに同年中、北海道炭礦鐵道株式会社は、空知・雨竜両郡に7300町歩の貸付けを受けて北炭社有林を創設した。これらに続いて明治44年の前田林業所の創設、大正期の三菱鉱業、三井鉱山、住友など各会社有林の經營開始があり、それぞれ鉄道枕木・鉱山支柱その他用材の確保などの目的も持っていたが、大規模な造林や天然更新事業が民間で行われ始めたことは、一方での林木の乱伐傾向と比較すれば、やり注目に値する。開拓使時代から道南や札幌・小樽周辺でも民間造林の経験はあったが、いずれも小規模なものであった。また一般開拓農家にとって、最初は林木は邪魔なものであり、後には払下げを受けて薪炭をまかなったが、古い時代から共同の入会林野を持ち、また永い育成林業の経験を積んできた府県の農家や林業家に比べることはできない。

5 林業欄記事の構成と性格

殖民公報の目次の林業欄記事を分類配列し、さらに法令・訓示及訓諭欄から関係記事を付け加えて作成したのが次表である。

1～5は基本項目であり、6～11は山林の所有区分別の項目である。当然相互に重複する面はあるが観察の便宜上細分した。

全体の内まず1（法令・制度等）と4（市場・加工等）の件数の多さであるが、前項で述べたとおり、この時期林政の最大の課題は国有林經營の基本方針の確立と遂行であり、それに見合う形の市場の拡大であり、林産工業の発展であったから、両者に記事が集中したのである。

表2 林業欄記事の分野別件数

発行年	号数	1 法令制度	2 技術試験	3 伐木造林	4 市場加工	5 団体	6 国有林	7 御料林	8 公有林	9 演習林	10 会社有林	11 個人有林	12 その他	合計
明治34	1～5	8	8	4	1	—	1	1	—	—	—	—	—	23
35	6～11	21	3	4	2	—	1	—	—	—	1	—	1	33
36	12～17	15	5	5	5	1	1	1	—	—	3	2	3	41
37	18～23	8	3	3	12	—	2	—	1	—	1	—	3	33
38	24～28	7	3	4	12	—	1	—	—	—	2	—	1	30
39	29～33	5	4	2	8	—	4	—	3	—	3	—	—	29
40	34～39	8	3	3	11	1	5	—	2	—	1	2	—	36
41	40～45	6	4	3	14	—	6	—	1	—	1	—	—	35
42	46～51	5	3	1	7	—	2	—	7	—	1	1	1	28
43	52～57	4	5	1	4	—	3	—	5	—	1	—	—	23
44	58～63	3	6	6	6	—	3	—	1	—	3	—	—	28
大正1	64～69	4	6	8	7	—	1	—	1	1	1	—	1	30
2	70～75	1	4	2	5	2	—	—	—	1	2	—	2	19
3	76～81	5	3	2	5	—	—	—	2	—	—	—	1	18
4	82～87	4	1	4	5	—	1	—	—	—	—	—	5	20
5	88～93	3	4	5	3	—	—	1	1	—	—	—	5	22
6	94～99	3	1	1	11	—	2	—	1	—	1	—	2	22
7	100～05	3	—	1	3	1	—	—	—	—	—	—	—	8
8	106～11	6	1	1	5	—	3	—	—	—	1	—	—	17
9	112～17	2	2	3	3	—	1	—	—	—	—	—	1	12
10	118～23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計	121	69	63	129	5	37	3	25	2	22	5	26	507

註(1) (項目内訳)

- 1 林業一般、法令、政策、制度、沿革
- 2 林業技術、試験、苗圃
- 3 伐木、造林、経営
- 4 林産物市場、林産加工、木材工業、払下げ
- 5 林業・木材関係者団体
- 6 国有林
- 7 御料林
- 8 公有林
- 9 演習林

- 10 会社・団体有林
- 11 個人有林、農用林
- 12 林業統計、他府県林業など上記以外のもの

註(2)

- 1 林業欄記事総数は473、法令・訓示及訓諭の各欄〔1～23号、94～117号〕より34をくわえた。
- 2 表題が2分野以上にわたるときは、主なものにまとめた。

4のうち明治37年～41年の集中度には、北洋材（道材）の内地市場生成期にあたり、世に天塩材・北見材の名のとどろいた時代であり、全国的にも木材輸出時代の末期にあたることから、移輸出関係記事の多さがあざかっている。また37・38年の日露戦争も部分的な戦時用材の需要をもたらしたようである。ただ大正6年の11件は農業で見られた好景気に結びついたものではなく、むしろ輸出は戦争のため減少している。

2（技術等）と3（伐木・造林・経営）は山林経営の中心部分として一応の水準とバランスを保っている。5（林業・木材関係者団体）の少なさは、農業の場合と異なり、もともとの比重の低さによるものであろう。

次に、6～11の山林別数字の内、7（御料林）と9（演習林）の少なさは、それぞれ管理主体があつて道庁がほとんど無関係であったことによる。また11（個人有林・農用林）の少なさは、正に該当山林の少なさによる。これについては、殖民公報94号（大正6年1月）・95号（同上3月）に「本道の共同株場と共同薪炭備林」上・下という記事がある。道内の殖民地拡大に限界が見えてきたこの時期に出た一種の反省と警告である。国有林等の周辺山林からの生産物を考慮し、種々の計算を行つて出した、将来必要とする共同薪炭備林面積は28万7432町歩、その見込み地積は3万7102町歩で、差引き約25万町歩であった。株場は約28万町歩の不足で、その充足は一大難事といつてゐる。そしてこの記

「殖民公報」の「農業」及び「林業」記事について（大庭幸生）

事も林業欄ではなく土地及人口欄にあるということも、問題の所在を示している。もともとの問題は、殖民地の区画設計上は十分考慮に入っており、明治29年の「殖民地選定及び区画施設規程」では、「薪炭林及草刈場」は合計一戸当たり2万7000坪を標準として存置されるはずであった。実際は予定どおりに運ばず、この頃から農業経営劣化の一因と意識され始めたのであろう。しかし、これを山林経営の機械化や能率化など、いわゆる近代化促進の観点から見れば一面では好条件といえ、そこに北海道林業の一つの特徴があるといえる。

さて、以上述べたことからも分かるように、北海道の林業は圧倒的に巨大な官林、正に国家的林野所有というべきものの支配下にあって、生産技術・経営管理の方法はそこで終始し、一般民有林との比較をいうには前者はあまりにも優越していた。林木市場や製材業、木製品工業、パルプ・製紙工業、鉱山など木材を需用する諸業は、この山林所有体制の中で生成したのであり、官と民との関係はかなり一方的なものであった。政策の媒体としての殖民公報は、そういう意味ではよくこの業界の性格と一致していたといえる。

さきに林業団体関係記事の少なさを述べたが、たまたま林業についても明治35年11月、北海道林業会という団体が発足している。本会は、本道森林に関する調査研究、森林思想の普及などを主目的に有志会員をもって構成する団体であり、名称は似ているが北海道農会などと

は違った性格のものである。36年1月同会機關誌『北海道林業会報』が創刊された。本誌は巻頭に論説（中味は当初の林業論的なものからしだいに技術的・自然科学的なものへ変わる）を置き、以下通信、質疑応答、漫録、官令、雑報などの欄を持つ小冊子であるが、第2次大戦まで続いた会の雑誌として、やはり林業史に関する基本的な史料といえるものである。

ただ本誌と殖民公報を比べた場合、殖民公報は広範囲の読者を対象としているだけに、北海道の林業を色々な記事を通して理解させようとする編集上の配慮が处处に感じられ、場合によって問題の突っ込みも深い。それに対して林業会報は、自然科学的記事と趣味的記事が同居し、雑多なニュースが付加されていてややまとまりを欠く。それだけ林業というのは、ある意味で複雑な業種といえば言えるのである。しかしこの膨大なニュースを、殖民公報の基本的な内容につなげて利用すると、双方がよりよく生きて用いられるように思う。

もちろん公報の林業欄についても、農業欄について述べたのと同様に、公報全体を総合的に見る必要があるが、中でも工業・商業の両欄とは密接な関連があり、それらを併せ参照しなければならない。いずれにせよ狭い意味の林業界というのは広がりの少ない一つの体制のようなものであるから、その前後左右をよく観察する必要があり、殖民公報はそのための格好の材料であると思う。